

保険・年金

① 国民年金の加入と手続き

国民年金には、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。

問い合わせ

保険年金課
(能美市役所1階)
☎58-2236
☎58-2293

1 加入者について

■第1号被保険者（保険年金課、寺井・根上サービスセンターで届出）…自営業の人、学生、フリーターなど

【保険料の納め方】

年金事務所から送付される納付書で、近くの金融機関、郵便局、またはコンビニエンスストアで納付してください。納め忘れを防ぐために便利な口座振替をお勧めします。

また、定額保険料に月々400円多く納付して、将来の年金受給額を増やせる付加保険料があります。（保険年金課、寺井・根上サービスセンターでの届出が必要）

■第2号被保険者（勤務先で届出）

会社員、公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入している人

【保険料の納め方】 給料から直接差し引かれます。※詳細は勤務先へご確認ください。

■第3号被保険者（勤務先で届出）

厚生年金保険や共済組合に加入している人に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人。

【保険料の納め方】

自分で納める必要はありません。配偶者が加入している厚生年金保険や共済組合が負担します。ただし、扶養認定の手続きを済ませていない場合には保険料を納めた扱いにはなりません。配偶者が勤務している事業所を通じて届出をしてください。

■任意加入できる人（保険年金課、寺井・根上サービスセンターで届出）

- 海外に在住する20歳以上65歳未満の日本国民
- 年金額を増やしたい方は65歳までの間
- 受給資格期間（10年）を満たしていない方は、70歳までの間

任意加入を希望される方の納付方法は、原則、口座振替による納付のみのため、通帳と届出印を必ず持参してください。

2 手続きについて（保険年金課、寺井・根上サービスセンターで手続き）

内容	手続きに必要なもの（※下記以外のものも追加で提出が求められる場合があります。）
退職等により、厚生年金保険・共済年金等の資格を喪失したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●本人・配偶者の年金手帳 ●厚生年金保険・共済年金等の資格の喪失日が分かる書類（離職票など） ●本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど） ●個人番号が分かる書類（個人番号通知書・マイナンバーカードなど）
配偶者の扶養から外れたとき	<ul style="list-style-type: none"> ●年金手帳 ●被扶養者の資格喪失日が分かる書類 ●本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど） ●個人番号が分かる書類（個人番号通知書・マイナンバーカードなど）
第1号被保険者の住所・氏名が変わったとき ※基礎年金番号と個人番号が紐付けされている方は、原則、届出不要です。	<ul style="list-style-type: none"> ●年金手帳 ●本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど） ●個人番号が分かる書類（個人番号通知書・マイナンバーカードなど）
国民年金を請求するとき ※厚生年金保険・共済年金等に加入されていた方は、年金事務所または各共済組合でお手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ●本人・配偶者の年金手帳 ●年金証書（配偶者が年金受給者の場合のみ） ●請求者名義の預金通帳 ●戸籍謄本 ●本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど） ●個人番号が分かる書類（個人番号通知書・マイナンバーカードなど）
国民年金の受給者が死亡したとき ※厚生年金保険・共済年金等の受給者は、年金事務所または各共済組合でお手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ●年金証書 ●請求者名義の預金通帳 ●死亡者の住民票の除票 ●請求者の世帯全員の住民票 ●戸籍（除籍）謄本 ●本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど） ●個人番号が分かる書類（個人番号通知書・マイナンバーカードなど）
保険料の納付が困難なとき（学生以外）	<ul style="list-style-type: none"> ●年金手帳 ●本人確認書類（運転免許証、個人番号カードなど） ●個人番号が分かる書類（個人番号通知書・マイナンバーカードなど） ●失業による特例を受ける場合、離職票または雇用保険受給資格者証の写し
保険料の納付が困難なとき（学生の方）	<ul style="list-style-type: none"> ●年金手帳 ●学生証の写し または 在学証明書の原本 ●本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど） ●個人番号が分かる書類（個人番号通知書・マイナンバーカードなど）
定額保険料に付加保険料（月400円）を追加で納付し、将来の年金受給額を増やしたいとき	<ul style="list-style-type: none"> ●年金手帳 ●本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど） ●個人番号が分かる書類（個人番号通知書・マイナンバーカードなど）

問い合わせ

保険年金課
 (能美市役所1階)
 ☎58-2236
 FAX58-2293

② 国民年金の給付の種類

老齢基礎年金は、65歳到達日の前日から保険年金課、寺井・根上サービスセンターまたは小松年金事務所でも申請できます。日本年金機構から郵送される案内に沿って自分で忘れずに手続きをしてください。(60歳から受給することもできますが、その場合は年齢に応じて受給額が減額されます。)

種類	支給の要件	手続きに必要なもの (※下記以外のものも追加で提出が 求められる場合があります。)
老齢基礎年金	最低10年(120か月)※の受給資格期間を満たしている人が、65歳になったときに支給されます。加入可能年数すべての期間の保険料を納めた場合に満額の年金が受けられます。保険料の免除や未納期間があると、その分年金額も少なくなります。 ※平成29年8月1日より25年(300か月)から10年(120か月)に短縮されました。	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人・配偶者の年金手帳 ● 年金証書 (配偶者が年金受給者の場合のみ) ● 請求者名義の預金通帳 ● 戸籍謄本 ● 本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカードなど) ● 個人番号が分かる書類 (個人番号通知書・マイナンバーカードなど)
障害基礎年金	国民年金加入者(被保険者)が、病気やけがで障がい者になったとき、一定の条件を満たす人に支給されます。20歳前に障がいのある人は、20歳になったときから障害基礎年金が支給されます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師の診断書 ● 病歴・就労状況等申立書 ● 受診状況等申立書 ● 本人・配偶者の年金手帳 ● 請求者名義の預金通帳 ● 戸籍謄本 ● 本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカードなど) ● 個人番号が分かる書類(個人番号通知書・マイナンバーカードなど)
遺族基礎年金	国民年金加入者(被保険者)または老齢基礎年金を受けられる人が亡くなったときに、その人が生計を維持していた子(その年度内に18歳に達するまでにある子、障がいのある子は20歳未満)のある妻または子に支給されます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 年金手帳 ● 請求者名義の預金通帳 ● 死亡診断書の写しまたは死亡届の記載事項証明書 ● 請求者の所得証明書 ● 本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカードなど) ● 個人番号が分かる書類 (個人番号通知書・マイナンバーカードなど)
寡婦年金	第1号被保険者として保険料を納めた期間が10年以上ある夫が、年金を受けずに亡くなった場合、その妻(婚姻期間10年以上)に60歳から65歳まで支給されます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 年金手帳 ● 請求者名義の預金通帳 ● 戸籍謄本 ● 死亡者の住民票の除票 ● 請求者の世帯全員の住民票 ● 請求者の所得証明書 ● 本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカードなど) ● 個人番号が分かる書類 (個人番号通知書・マイナンバーカードなど)
死亡一時金	第1号被保険者として保険料を納めた期間が3年以上ある人が、年金を受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金または寡婦年金を受けられない場合に支給されます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 年金手帳 ● 請求者名義の預金通帳 ● 戸籍謄本 ● 死亡者の住民票の除票 ● 請求者の世帯全員の住民票 ● 本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカードなど) ● 個人番号が分かる書類 (個人番号通知書・マイナンバーカードなど)

③ 国民年金保険料について

問い合わせ

保険年金課
(能美市役所1階)
☎58-2236
☎58-2293

1 国民年金保険料の額

令和6年度の国民年金保険料は月額16,980円です。

2 保険料の免除・猶予制度について

- 経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。
- 保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。
- 学生及び任意加入被保険者の方は、対象外です。
- 学生の方で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、学生納付特例制度をご利用ください。
- 保険料の免除制度には、退職(失業)による特例があります。

■ 全額免除制度

申請により保険料の全額(16,980円)が免除

全額免除の期間は、全額納付したときに比べ、年金額が1/2として計算されます。

※平成21年3月分までは1/3

【全額免除の所得基準】

前年所得が次の計算式で計算した金額の範囲内であること

- (扶養親族等の数+1)×35万円+32万円

※申請者ご本人のほか、配偶者・世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※申請の時期によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。

■ 一部納付(一部免除)制度

さらに、全額免除よりも所得基準が緩やかな「一部納付制度」があります。

申請により保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

一部納付は3種類です。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

- 4分の1納付(保険料額 4,250円)→年金額5/8(平成21年3月分までは1/2)
- 2分の1納付(保険料額 8,490円)→年金額6/8(平成21年3月分までは2/3)
- 4分の3納付(保険料額 12,740円)→年金額7/8(平成21年3月分までは5/6)

【一部納付(一部免除)の所得基準】

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- 4分の1納付→88万円+扶養親族控除額+社会保険料控除額等
- 2分の1納付→128万円+扶養親族控除額+社会保険料控除額等
- 4分の3納付→168万円+扶養親族控除額+社会保険料控除額等

※申請の時期によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。

※一部納付(一部免除)制度は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる制度です。一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

問い合わせ

保険年金課

(能美市役所1階)

☎58-2236

FAX58-2293

■納付猶予制度

さらに、50歳未満の方には、「納付猶予制度」があります。

*平成28年7月1日より対象年齢が30歳未満から50歳未満へ変更になったことで、「若年者納付猶予制度」から「納付猶予制度」へ名称が変わりました。

申請により保険料の納付が猶予されます。

保険料免除制度の所得審査は、申請者本人のほか配偶者・世帯主の所得も審査の対象となるため、一定以上の所得がある世帯主と同居している方は保険料免除制度を利用することができません。

将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、申請により保険料の納付が猶予され、保険料の後払いができる制度が「納付猶予制度」です。

◎本人と配偶者の所得のみで所得要件を審査

納付猶予は、申請者本人と配偶者の前年所得が審査の対象です(申請時期によって前々年の所得で審査を行う場合があります)。

所得基準は、全額免除と同じです。

- (扶養親族等の数+1)×35万円+32万円

◎障害・遺族基礎年金を受け取ることができます

万一障がいを負ってしまったときに障害基礎年金が受け取れます。

*納付猶予の期間は、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間にカウントされます。

*不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取ることができない場合があります。

◎猶予された期間は、年金額に反映されません

納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されませんので、右ページの保険料の追納をご利用ください。

■保険料免除・猶予の手続き(申請)について

住民登録をしている市区役所・町村役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。申請書は、年金事務所または市区役所・町村役場の国民年金担当窓口へ備え付けてあります。

◎郵送でも申請できます

保険料免除・猶予の申請用紙(A4版)は、年金事務所に請求していただくほか、ホームページから印字(プリントアウト)することもできます。

記入例を参考に申請用紙をご記入いただき、下記の添付書類とともに住民登録をしている市区役所・町村役場へ郵送してください。

【必要なもの】

- 年金手帳
- 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

【場合によって必要なもの】

- 退職(失業)した人が申請を行うときは、退職(失業)したことを確認できる書類

退職(失業)による特例により申請を行う場合は、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等の写しを添付してください。

問い合わせ

保険年金課
 (能美市役所1階)
 ☎58-2236
 ㊟58-2293

■申請は原則として毎年度必要です

不慮の事故や病気が発生してから申請を行っても、障害基礎年金の受給資格要件に算入されませんので、ご注意ください。

なお、保険料全額免除または納付猶予(一部納付を除く)が承認された方は、翌年度以降は、あらかじめ申請を行わなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査されます。ただし、退職(失業)により申請された人はあらかじめ申請が必要です。

■産前産後期間の国民年金保険料免除制度

平成31年4月1日より、産前産後期間の国民年金保険料が免除されるという制度があります。

この制度では、出産予定日または出産した月の前月から4か月間の国民年金保険料が全額免除されます。

対象となるのは、国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の人です。所得制限はありません。

※多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産した月の3か月前から6か月間が全額免除されます。※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産などを含みます)。

【必要なもの】

- 出産予定日または出産日が分かる書類(母子健康手帳など) ・年金手帳または基礎年金番号が分かる書類 ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- 個人番号が分かる書類(マイナンバーカード、個人番号通知書など)

【届出先】

保険年金課、寺井・根上サービスセンター または 小松年金事務所

【届出時期】

出産予定日の6か月前から届出できます。届出期限はありません。

3 保険料の追納について

保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。

このため、これらの期間は、10年以内(例えば、令和6年5月分は令和16年5月末まで)であれば、あとから保険料を納付すること(追納)ができるようになっています。

保険料の免除若しくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

なお、令和6年度中に追納する場合の加算額を含めた具体的な追納額は、下の表のとおりとなります。

▼免除等の承認を受けた年度の保険料を令和6年度に追納する場合の額

免除を受けた年度	追納保険料額(月額)				通常の保険料額
	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	
平成26年度の月額	15,460円	11,600円	7,730円	3,860円	15,250円
平成27年度の月額	15,790円	11,840円	7,890円	3,950円	15,590円
平成28年度の月額	16,460円	12,340円	8,230円	4,110円	16,260円
平成29年度の月額	16,670円	12,510円	8,330円	4,170円	16,490円
平成30年度の月額	16,500円	12,370円	8,250円	4,120円	16,340円
令和元年度の月額	16,560円	12,420円	8,270円	4,140円	16,410円
令和2年度の月額	16,670円	12,500円	8,340円	4,160円	16,540円
令和3年度の月額	16,710円	12,530円	8,350円	4,170円	16,610円
令和4年度の月額	16,590円	12,440円	8,290円	4,150円	16,590円
令和5年度の月額	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円	16,520円

※半額免除制度は平成14年4月に、4分の1免除制度と4分の3免除制度は平成18年7月に、それぞれ創設されました。

※「学生納付特例」と「納付猶予」の期間は「全額免除」の額になります。(平成28年6月までは「若年者納付猶予」)

※追納額には法令に基づいた「利息」が加算されています。(令和3年度以前の分)

※平成25年度以前の免除期間については「追納」出来ません。

※追納の納付期限は10年後の当月末日です。(例えば、平成26年4月分は、令和6年5月1日以降は納付できなくなります。)

※実際の追納金額や詳細については、年金事務所でご確認ください。

保険料の追納には申請が必要です。本人の年金手帳、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)をご持参の上、保険年金課、寺井・根上サービスセンターまたは小松年金事務所にてお申込みください。

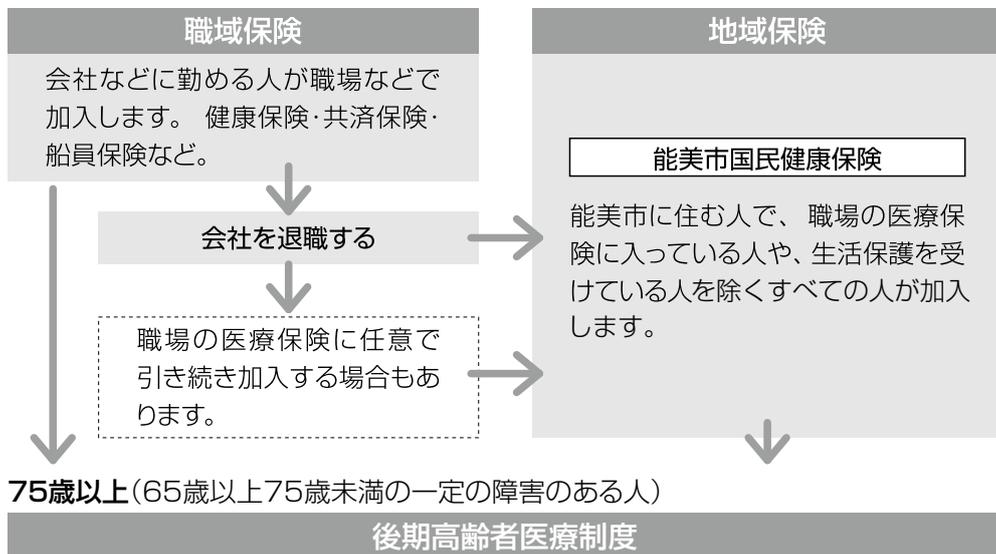
問い合わせ

保険年金課
 (能美市役所1階)
 ☎58-2236
 FAX58-2293

① 国民健康保険

国民健康保険は、職場の健康保険などに加入していない人を対象に、病気やけがをしたときに安心して治療が受けられるよう、みんなでお金を出し合う相互扶助を目的とした医療保険制度です。

1 医療保険のしくみ



マイナンバーカードと健康保険証が一体化されます

令和6年12月2日以降は、健康保険証とマイナンバーカードが一体化されます

- ・国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、従来の保険証は、令和6年12月2日に廃止され、新規発行が終了します。
- ・廃止時点で発行済みの健康保険証は、有効期限まで今までどおり利用できます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには

- ①マイナンバーカードを申請・作成する
- ②マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する

①②がされていれば、医療機関等でマイナンバーカードを用いて受付できます。

マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードの健康保険証利用申込みをされていない方には、「資格確認書」を送付いたします。「資格確認書」を医療機関等で提示することで今までどおり利用することができます。

2 国民健康保険の加入者

次の事柄に該当しない人は、国民健康保険に加入しなければなりません。

- ①会社などの健康保険に加入している人
- ②学校、官公庁などに勤めており、その共済組合に加入している人
- ③船員で船員保険に加入している人
- ④医師、歯科医師、建設、左官、タイルなどの国保組合に加入している人
- ⑤上記の保険の被扶養者
- ⑥生活保護を受けている世帯

問い合わせ

保険年金課
(能美市役所1階)
☎58-2236
☎58-2293

3 療養費の給付

医療機関の窓口で保険証を提示すれば、医療費の3割、2割の「一部負担金」を支払うだけで受診できます。

【療養費の支給】

次の場合は一時的に医療費の全額を自己負担していただきますが、申請により決定した医療費の7割、8割が後日支給されます。

- ① 急病などでやむをえず保険証を持たずに治療を受けた場合
- ② 不慮の事故などでやむをえず国保を扱っていない病院で治療を受けた場合
- ③ 輸血のために生血代がかかった場合
- ④ 医師が治療上必要と認めた装具(コルセット・ギプス・眼鏡等)
- ⑤ 骨折や捻挫などで、国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けた場合
- ⑥ 医師の指示で、はり・灸・マッサージなどの施術を受けた場合
- ⑦ 観光などで海外滞在中に治療を受けた場合、国内での給付相当分の支給が受けられます。(海外療養費)

4 入院時の食費負担

入院したときの食事代(入院時食事療養費)は、次の「標準負担額」となります。

*入院時の食費負担は、高額療養費の対象となりません。

所得区分		食費負担額	
		令和6年5月31日まで	令和6年6月1日から ^{*1}
住民税課税世帯		1食 460円 ^{*2}	1食 490円 ^{*2}
住民税非課税世帯	90日までの入院	1食 210円	1食 230円
	過去12か月で90日を超す入院	1食 160円	1食 180円

^{*1} 昨今の食材費等の高騰をふまえ、1食あたりの標準負担額引き上げられました。この改正は令和6年6月1日の食事代から適用されます。

^{*2} 指定難病、小児慢性特定疾病、また平成28年4月1日時点ですでに1年を超えて精神病棟に入院している人は260円(令和6年6月1日からは280円)。

5 高額療養費の支給

高額療養費は、同じ人が同じ月内に同じ医療機関の窓口で支払われた一部負担金が、所得や年齢に応じて定められている自己負担限度額を超えた場合、超えた分がご加入の健康保険から支給(払い戻し)される制度です。また、保険税に滞納のない世帯は、申請により「限度額適用認定証」が交付されます。この証を医療機関に提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額にとどめられます。

▼70歳未満の方の自己負担限度額

※基礎控除後の総所得金額等

所得区分 [*]	限度額
901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%
600万円超901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%
210万円超600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
210万円以下	57,600円
住民税非課税世帯	35,400円

過去12か月間に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は下記のとおり限度額が変わります。([**多数該当**])

所得区分 [*]	限度額
901万円超	140,100円
600万円超901万円以下	93,000円
210万円超600万円以下	44,400円
210万円以下	44,400円
住民税非課税世帯	24,600円

なお、高額療養費の算定に当たっては、複数の医療機関にかかられたり、お薬を調剤薬局でもらわれた場合、1ヶ月内で入院と外来があった場合、70歳未満の人と70歳以上の人の両方が医療機関にかかられた場合など、さまざまなケースが考えられます。「高額療養費の支給に該当するのでは?」と思われる場合は、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ

保険年金課
(能美市役所1階)
☎58-2236
FAX58-2293

■世帯合算

「同一世帯」で「同じ月内」に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して限度額を超えた分が支給されます。

高額療養費計算上の注意

- ① 各月の1日から月末までを1か月として計算します。
- ② 各病院・診療所ごとに計算します。
- ③ 同じ医療機関でも「歯科」と「それ以外の診療科目」は別々に計算します。
- ④ 同じ医療機関でも、「外来」と「入院」は別々に計算します。(入院時に他の科で受診した場合は合算します。)
- ⑤ 入院時の「差額ベッド代」「食事代」「保険がきかない医療費」などは対象外です。

■特定疾病の自己負担限度額は1万円

長期にわたって高額な医療費がかかる次の疾病については、毎月の自己負担限度額は1万円です。(ただし、70歳未満の上位所得者は2万円です。)

- 血友病
- 人工透析が必要な慢性腎不全
- 血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症
- * 特定疾病の適用を受けるときは、保険年金課または寺井根上サービスセンターで申請のうえ「特定疾病療養受療証」の交付を受け、医療機関窓口で提示してください。

6 高額介護合算療養費

1年間(8月から翌年7月末まで)の医療費と介護保険の自己負担額との世帯全体の合計が、限度額を超えた場合、超えた分が申請により支給される制度です。

〈70歳以上〉

所得区分		後期高齢者医療+ 介護保険(75歳以上)	被用者保険又は国民健康保険+ 介護保険(70~74歳)
現役並み 所得者	Ⅲ 課税所得690万円以上	212万円	212万円
	Ⅱ 課税所得380万円以上	141万円	141万円
	Ⅰ 課税所得145万円以上	67万円	67万円
一般		56万円	56万円
低所得者		Ⅱ	31万円
		Ⅰ	19万円

〈70歳未満〉

所得区分*	被用者保険又は国民健康保険+ 介護保険(70歳未満)
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

※基礎控除後の総所得金額等

7 その他の給付

次のような場合、保険年金課または寺井・根上サービスセンターで申請すれば、後で支給されます。

■出産育児一時金

被保険者が出産したとき、50万円*が支給されます。妊娠12週以降であれば、死産・流産についても支給されます。

※ただし、海外での出産や産科医療補償制度の対象でない場合は1.2万円の加算がなくなり、48.8万円となります。

■葬祭費

被保険者が死亡したとき、その葬儀を行った人に5万円支給されます。

■移送費

治療上やむをえず他の医療機関に入院・転院する場合、そのための移送にかかった費用が支給されます。(必要と認められた場合に限る)

■訪問看護療養費

居宅で医療を受ける必要があると医師が認めた場合、費用の一部を支払うだけで、訪問看護ステーションなどを利用することができます。

問い合わせ

保険年金課
(能美市役所1階)
☎58-2236
☎58-2293

② 高齢受給者(70歳から74歳まで)の医療

*75歳からは後期高齢者医療制度の対象者となります。

*一定の障がいのある人は、65歳以上から選択し、申請により後期高齢者医療制度に加入できます。

対象となるのは、70歳の誕生日の翌月からです。(1日生まれの人はその月からです。)



[例] 昭和29年10月 1日生まれ ⇒ 令和6年10月1日から高齢受給者
昭和29年10月15日生まれ ⇒ 令和6年11月1日から高齢受給者

1 高齢受給者の一部負担金

高齢受給者が病院などの窓口で支払う一部負担金は2割です。
(現役並みの所得者がいる世帯は3割)

2割負担	一般・低所得者Ⅰ・Ⅱ	3割負担	現役並み所得者※1
------	------------	------	-----------

高齢受給者には、70歳になる月(1日生まれの人はその前月)の下旬に、個人ごとに2割または3割の負担割合を示す「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を保険年金課から交付します。

2 高齢受給者の自己負担限度額

高齢受給者の高額療養費の自己負担限度額は、所得に応じて異なります。同じ月内に病院などに支払った一部負担金が表①のそれぞれの限度額を超えた場合は、申請すると高額療養費として超えた分の払い戻しが受けられます。

▼表① 高齢受給者の自己負担限度額 (※1※2※3※4は次ページを参照ください)

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
		現役並み所得者※1	Ⅲ 課税所得690万円以上
	Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	
	Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	
	一般 ※2	18,000円(年間上限144,000円)	57,600円
	低所得者Ⅱ ※3	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ ※4	8,000円	15,000円

過去12か月間に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は下記のとおり限度額が変わります。(「多数該当」)

所得区分		外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得690万円以上	140,100円
	Ⅱ 課税所得380万円以上	93,000円
	Ⅰ 課税所得145万円以上	44,400円
一般		44,400円



- 現役並み所得者世帯に属する高齢受給者(上表①のⅠ、Ⅱ)
「国民健康保険限度額適用認定証」を申請し、病院などで提示すれば上表①の限度額となります。
- 住民税非課税世帯に属する高齢受給者
「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請し、病院などで提示すれば上表①「低所得者Ⅰ」または「低所得者Ⅱ」欄の限度額となります。
また、入院時の食事代も減額になります。(次ページ表②のとおり)

問い合わせ

保険年金課

(能美市役所1階)

☎58-2236

FAX58-2293

▼表② 高齢受給者の入院時の食事代(1食につき)

所得区分		食費負担額	
		令和6年5月31日まで	令和6年6月1日から ^{※5}
現役並み所得者および一般		1食 460円 ^{※6}	1食 490円 ^{※6}
低所得者Ⅱ	90日までの入院	1食 210円	1食 230円
	過去12か月で90日を超す入院	1食 160円	1食 180円
低所得者Ⅰ		1食 100円	1食 110円

※5 昨今の食材費等の高騰をふまえ、1食あたりの標準負担額引き上げられました。この改正は令和6年6月1日の食事代から適用されます。

※6 指定難病、平成28年4月1日時点ですでに1年を超えて精神病棟に入院している人は260円(令和6年6月1日からは280円)。

▼表③ 所得区分

所得区分	所得区分
※1 現役並み所得者	住民税課税所得が145万円以上の被保険者 [*] がいる人。ただし、次の要件のいずれかに該当すると、申請し適用された場合は「一般」の区分となります。 ①同一世帯に被保険者 [*] が1人で収入額が383万円未満 ②同一世帯に被保険者 [*] が2人以上で収入の合計額が520万円未満 ③同一世帯に被保険者 [*] が1人で収入が383万円以上であっても、同一世帯に後期高齢者医療制度に加入している人がいる場合には、その人の収入を合わせて520万円未満 <small>※70歳以上75歳未満の国保加入者</small> ④平成28年1月以降に70歳となる人がいる同一世帯の70～74歳の人の基礎控除後の総所得金額の合計額が210万円以下
※2 一般	世帯主および国保被保険者のうち、1人でも住民税が課税されている人のいる世帯の人。(「現役並み所得者」を除く。)
※3 低所得者Ⅱ	国保被保険者全員と世帯主が住民税非課税の世帯の人。(「低所得者Ⅰ」を除く。)
※4 低所得者Ⅰ	国保被保険者全員と世帯主が住民税非課税の世帯で、かつ各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる世帯の人。

問い合わせ

健康推進課

(能美市健康福祉センター)
「サンデ」内1階

☎58-2235

FAX58-6897

③ 保健事業

■特定健康診査・保健指導

内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目し、その要因となっている生活習慣病を改善し、生活習慣病等の有病者・予備群を減少させることを目的とした健診および保健指導を行います。

【対象者】40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者(被保険者)

【健診方法について】

受診券・健康保険証を持参のうえ、集団健診(自己負担500円)または医療機関健診(自己負担500円)で受診します。40歳・50歳・60歳・70歳の方は無料で受けられます。

【健診内容】●特定健康診査

問診、身体計測、尿検査、血圧測定、身体診察、心電図検査、血液検査を行います。

●特定保健指導

健診結果により、受診者の方に応じた個別保健指導を行います。

■人間ドック

- 【内 容】 ●血管ドックコース：30歳以上75歳未満の人（国民健康保険被保険者で
節目年齢の人は自己負担8,800円、節目年齢以外
の人は自己負担7,600円）
●がんドックコース：40歳以上75歳未満の人（国民健康保険被保険者は
自己負担 肺CT検査の場合11,200円、
胸部X-P検査の場合9,600円）
●脳ドックコース：50・55・60・65・70歳（国民健康保険被保険者
は自己負担9,600円）

※血管ドックコースの節目年齢は、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳です。対象の方は、75g
糖負荷検査を実施します。

※対象年齢は年度末（3月31日）現在 ※各コースを組み合わせることができます。

※市税等を滞納していない人が対象となります。

【対象とならない人】 ※年度内に同一のドックコースを受けた人
※年度内に市の健康診査（フレッシュ健診・特定健康診査）を受
診した人は血管ドックコースを受けられません。
※年度内に市のがん検診（女性がん除く）を受診した人は、がんドックコースを受けられません。

④ 国民健康保険税

問い合わせ

保険年金課
(能美市役所1階)
☎58-2236
☎58-2293

1 保険料の額

国民健康保険税は、所得割（被保険者の所得に応じて計算）、均等割（被保険者数に応じ
て計算）、平等割（1世帯当たりの額）の3つを組み合わせる計算されます。医療給付費分、
後期高齢者支援金分、介護納付金分（40～64歳の方のみ）のそれぞれについて計算し、世
帯の保険税額が決まります。

【税率・額】

令和6年度国民健康保険税率・額		
医療給付費分	所得割率	7.2%
	均等割額	27,300円
	平等割額	25,300円
後期高齢者支援金分	所得割率	2.35%
	均等割額	9,500円
	平等割額	6,100円
介護納付金分 (40～64歳の方のみ)	所得割率	1.9%
	均等割額	11,500円
	平等割額	5,100円

【課税限度額】

令和6年度課税限度額	
医療給付費分	650,000円
後期高齢者支援金分	240,000円
介護納付金分	170,000円

※未就学児である被保険者にかかる均等割額は2分の1に軽減しま
す(手続き不要)。

2 軽減制度

低所得者層の負担を少なくするため、世帯の所得に応じて軽減制度（7割・5割・2割）が
あります。これは、各軽減世帯に対し、均等割額と平等割額を軽減するものです。

■7割軽減・5割軽減・2割軽減の対象者は…

申請書を提出する必要はありませんが、所得申告をしている世帯が対象となります。

所得申告がない場合、軽減対象世帯であっても軽減がうけられないことがありますの
で、必ず所得申告をしてください。

【軽減基準】 ※総所得金額等は世帯の被保険者全員と世帯主の所得合計です。

軽減割合	令和6年度軽減基準
7割	総所得金額等が43万円+10万円×(給与所得者等 ^{*1} の数-1)以下
5割	総所得金額等が43万円+(29.5万円×被保険者数 ^{*2})+10万円×(給与所得者等 ^{*1} の数-1)以下
2割	総所得金額等が43万円+(54.5万円×被保険者数 ^{*2})+10万円×(給与所得者等 ^{*1} の数-1)以下

※1 給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金所得者（65歳未満の場
合は公的年金等収入が60万円超、65歳以上の場合は公的年金収入等が125万円超）の方を指
します。

※2 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方（特定同一
世帯所属者）も含まれます。

3 保険税の納付

4～6月（暫定賦課）と7～翌年3月（確定賦課）の12回に分けて納付していただきます
。定められた納期限までに納税がない場合には延滞金がか算され、納税が遅くなるほど
延滞金がかさんで負担が大きくなります。納期限に納められなくなった場合は、すみやか
に納税相談にお越しください。支払方法などの相談をお受けします。（なお、特別の事情が
なく滞納すると、有効期間の短い被保険者証が交付される場合や、被保険者証の交付が受
けられなくなる場合があります。）

問い合わせ

保険年金課
 (能美市役所1階)
 ☎ 58-2236
 FAX 58-2293

⑤ 後期高齢者医療制度

マイナンバーカードと健康保険証が一体化されます

令和6年12月2日以降は、健康保険証とマイナンバーカードが一体化されます

- ・国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、従来の保険証は、令和6年12月2日に廃止され、新規発行が終了します。
- ・廃止時点で発行済みの健康保険証は、有効期限まで今までどおり利用できます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには

- ①マイナンバーカードを申請・作成する
- ②マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する

①②がされていれば、医療機関等でマイナンバーカードを用いて受付できます。

マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードの健康保険証利用申込みをされていない方には、「資格確認書」を送付いたします。「資格確認書」を医療機関等で提示することで今までどおり利用することができます。

1 保険料の額

保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて決まる「所得割額」の合計額です。

保険料	=	均等割額	+	所得割額
(限度額80万円 ^{*1})		(50,760円)		被保険者の所得×所得割率(9.88% ^{*2})

※所得割額の算定に係る被保険者の所得は「基礎控除後の総所得金額等」を基準とします。

※所得の低い方は、世帯の所得水準に応じて保険料が軽減されます。

※1 令和5年度末時点で、75歳以上、または障害認定の加入者は、令和6年度の賦課限度額は73万円となります。

※2 令和6年度については、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割率9.41%となります。

問い合わせ

保険年金課
(能美市役所1階)
☎58-2236
☎58-2293

2 自己負担割合

医療機関などの窓口で支払う自己負担割合は、所得区分に応じて異なります。

所得区分		自己負担割合
現役並み所得者	同一世帯に住民税課税所得*が145万円以上の被保険者がいる人 ただし、次の要件のいずれかに該当する場合は、「一般」の区分となります。 ①同一世帯に被保険者が1人で収入額が383万円未満 ②同一世帯に被保険者が2人以上で収入の合計額が520万円未満 ③同一世帯に被保険者が1人で、収入が383万円以上であっても、同一世帯に70歳から74歳までの方がいる場合には、その方の収入を合わせて520万円未満 ④生年月日が昭和20年1月2日以降の被保険者の場合、本人および同一世帯の被保険者の総所得金額等(所得に応じた基礎控除後)の合計額が210万円以下	3割
一般Ⅱ	同一世帯に住民税課税所得が28万円以上の被保険者がいる場合、下記①または②に該当する人(現役並み所得者は除く) ①同一世帯に被保険者が1人で「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上 ②同一世帯に被保険者が2人以上で「年金収入+その他の合計所得金額」が320万円以上	2割
一般Ⅰ	現役並み所得者、一般Ⅱ、区分Ⅱ及び区分Ⅰ以外の方	1割
区分Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の方(区分Ⅰ以外の方)	
区分Ⅰ	世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を80万円として計算。給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除)を差し引いたときに0円となる人	

※住民税課税所得とは、総所得金額等から各種所得控除を差し引いて算出します。住民税の通知には「課税標準額」や「課税される所得金額」と表示されている場合があります。

なお、前年の12月31日現在において世帯主であって同一世帯内に合計所得(給与所得から10万円を控除)が38万円以下である19歳未満の方がいる場合は、住民税課税所得から次の①と②の合計を控除した額で判定します。

①16歳未満…1人につき33万円

②16歳以上19歳未満…1人につき12万円

一般Ⅱになる方の外来の負担を抑える配慮措置

2割負担となる方については、自己負担割合の引き上げに伴う1か月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置があります(令和7年9月30日まで)。 ※入院の医療費は対象外です。

配慮措置が適用される場合の計算方法

例: 1か月の総医療費が100,000円かかったとき

窓口負担(1割のとき)	①	10,000円
窓口負担(2割のとき)	②	20,000円
窓口負担の増加額	③(②-①)	10,000円
窓口負担増の上限	④	3,000円
払い戻し	(③-④)	7,000円

問い合わせ

保険年金課
(能美市役所1階)
☎58-2236
FAX58-2293

3 軽減制度

■低所得者の軽減措置

①低所得者は、保険料の「均等割額」が世帯の所得水準によって下記の通り軽減されます。

軽減割合	世帯（被保険者及び世帯主）の総所得金額等
7割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ^{*1} -1)以下
5割軽減	43万円+(29.5万円×被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数 ^{*1} -1)以下
2割軽減	43万円+(54.5万円×被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数 ^{*1} -1)以下

※1 年金・給与所得者の数とは世帯主及び世帯の被保険者全員のうち、給与所得を有する人(給与収入55万円超)と公的年金等に係る所得を有する人(公的年金等収入が60万円超の65歳未満の人、125万円超の65歳以上の人)の合計の数を指します。

■被用者保険の被扶養者だった方の軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者の場合、所得割額がかりません。また、資格取得後2年間に限り均等割額が5割軽減されます。

4 医療の給付

県広域連合が発行する被保険者証を医療機関窓口で提示することにより、かかった医療費の1割～3割を自己負担していただきます。

【対象者】 75歳以上の人(65歳以上で一定の障がいがある人は申出により後期高齢者医療の被保険者になることができます)

5 高額療養費

1か月間(同じ月内)の医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分が高額療養費として後から支給されます。

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役 並み 所得者	Ⅲ課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ^(多数回) _{(140,100円)※1}	
	Ⅱ課税所得380万円以上※2	167,400円+(医療費-558,000円)×1% ^(多数回) _{(93,000円)※1}	
	Ⅰ課税所得145万円以上※2	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ^(多数回) _{(44,400円)※1}	
	一般Ⅱ	18,000円または[6,000円+(医療費-30,000円)×10%]の低い方を適用(年間上限144,000円)	57,600円(多数回44,400円)※1
	一般Ⅰ	18,000円(年間上限144,000円)	57,600円(多数回44,400円)※1
	区分Ⅱ ※2	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ ※2	8,000円	15,000円

※1 過去12か月間に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は多数回になり限度額が変わります。

※2 現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用認定証」の、区分Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請・提示が必要となります。

6 入院時の食費負担

入院したときは食事代として一定額を食事回数分支払います。

*入院時の食費負担は、高額療養費の対象となりません。

所得区分		食費負担額	
		令和6年5月31日まで	令和6年6月1日から
現役並み所得者	一般Ⅰ・Ⅱ	1食 460円 ^(注1)	1食 490円 ^(注1)
	区分Ⅱ	90日以内の入院	1食 210円
90日を超える入院 ^(注2)		1食 160円	1食 180円
区分Ⅰ		1食 100円	1食 110円

注1 ①指定難病患者の方は1食260円(令和6年6月1日から280円)となります。

②精神病床へ平成27年4月1日以前から平成28年4月1日まで継続して入院した方は、当分の間1食260円に据え置かれます。

注2 過去12か月の入院日数(以前加入していた医療保険で「区分Ⅱ」相当であった期間の入院日数も含めます。)

※区分Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。